○奈良県景観審議会規則

平成二十一年三月三十一日 奈良県規則第六十一号

奈良県景観審議会規則をここに公布する。

奈良県景観審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県景観条例(平成二十一年三月奈良県条例第四十九号)第二十二条 第七項の規定に基づき、奈良県景観審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第二条 審議会に会長及び副会長一人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第三条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ るによる。

(部会)

- 第四条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員五人以内で組織する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する 委員が、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員又は部会に属する委員以外の

者に対し、審議会若しくは部会に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の 提出を求めることができる。

(幹事)

第六条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会及び部会の会務を処理する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、環境森林部景観・自然環境課において処理する。

(平二六規則四○・令二規則四○・令六規則三五・一部改正)

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第四○号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第四○号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和六年規則第三五号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。